

## 国 立 市 で は 樹木を伐採する際に 届出が必要です



東京都国立市では都市景観形成条例に基づき、一定規模の樹木を伐採する際は事前に土地所有者等からの届出を義務付けています。

近年、土地取引や建替えによって敷地内の大規模な樹木が届出なく伐採されるケースが起きています。

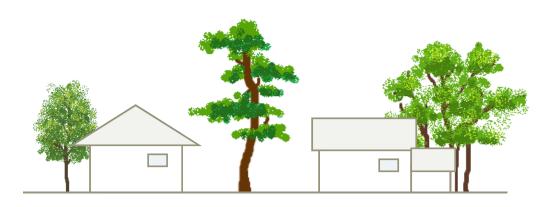
敷地内の樹木は、私有物ではありますが、緑豊かで落ち着いた景観を形づくる重要な要素になります。国立の昔ながらの風景を思い起こすような、市民から親しまれている樹木も数多くあります。国立市は、届出を通して土地所有者等に既存樹木の保全や建替え後の十分な植樹計画に努めて頂くように協議しています。

国立市内で土地取引に伴い樹木を伐採する際は、事前に当該条例のご確認をお願いいたします。

1. 届出規模 葉張り面積 200 ㎡以上 (植栽を上から見た時の面積)

※大学通り重点地区内 4 ㎡超

2. 届 出 者 土地所有者、土地の管理者 詳しくは国立市ホームページをご覧ください。



間合せ先

東京都国立市 都市整備部都市計画課 指導係

TEL・042-576-2111 (内線 362)

FAX • 042-576-0264